

# 学校法人中西学園 役員等の報酬及び旅費に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、学校法人中西学園（以下「法人」という）の役員等の報酬及び旅費について必要な事項を定めることを目的とする。

## (役員等)

第2条 役員等とは、法人寄附行為の定める理事、監事及び評議員をいう。

## (報酬)

第3条 役員等の報酬額は別表のとおりとする。

2 理事長の報酬については、当該法人の経理の状況その他の事情を勘案し、当該年度に限り変更することができるものとする。

ただし、年度を限った場合においても増額する場合は、理事会の議を経るものとする。

## (手当)

第4条 役員等には理事会、評議会、監事会の出席毎に旅費を支給する。

2 旅費は5千円から5万円の範囲内で支給する。

## (支給時期)

第5条 報酬の支給時期は、毎年6月及び12月とする。

ただし、常勤理事については、毎月支給することができるものとする。

2 非常勤役員等については、前項のほか理事会・評議員会及び監事会等出席時にも支給できるものとする。

## (税額の負担)

第6条 報酬額に関する税金は、報酬額から源泉徴収するものとする。

## (変更)

第7条 この規程は、理事長が理事会の議を経て変更するものとする。

附 則 この規程は、昭和59年4月1日より施行する。

附 則 この規程は、昭和62年4月1日より施行する。

附 則 この規程は、昭和63年4月1日より施行する。

附 則 この規程は、平成4年4月1日より施行する。

附 則 この規程は、平成6年4月1日より施行する。

附 則 この規程は、平成14年4月1日より施行する。

附 則 この規程は、平成16年4月1日より施行する。

附 則 この規程は、平成17年4月1日より施行する。

附 則 この規程は、2007年4月1日より施行する。

附 則 この規程は、2008年4月1日より施行する。

附 則 この規程は、2020年4月1日より施行する。

附 則 この規程は、2020年10月3日より施行する。

附 則 この規程は、2021年4月1日より施行する。

役員等報酬別表

# 別表

常勤理事報酬 A  
(学内役職兼務無)  
(評議員報酬含む)

号	年額(単位万円)
1	100
2	200
3	300
4	400
5	500
6	600
7	700
8	800
9	900
10	1000
11	1100
12	1200
13	1300
14	1400
15	1500
16	1600
17	1700
18	1800

常勤理事報酬 B  
(学内役職兼務者)  
(評議員報酬含む)

号	年額(単位万円)
1	10

非常勤理事報酬  
(評議員報酬含む)

号	年額(単位万円)
1	50

\* 上記以外に理事会出席報酬として、出席毎に12.5万円もしくは15万円

非常勤監事報酬

号	年額(単位万円)
1	20

\* 上記以外に監事会等出席報酬として、出席毎に5万円

常勤評議員報酬

号	年額(単位万円)
1	5

非常勤評議員報酬

号	年額(単位万円)
1	5
2	10

\* 上記以外に評議員会出席報酬として、出席毎に3万円もしくは5万円